2024年度同志社大学大学院司法研究科 後期日程入学試験問題解説 民法

第1問

(ア)(イ)ともに、Dの請求は、所有権に基づく返還請求である。Dは、甲建物をもと 所有していたAから買い受けており、この請求は成り立つ。

これに対し、Cは、時効によって甲建物を取得したことをもって争うことになる。したが って、本問では、Cにおいて甲建物の取得時効が完成したか、完成しているとして、Cがそ の時効による取得をDに対抗することができるかを論ずべきことになる。なお、本問では、 判例に従って解答することが求められている。本問に関連する判例は、(1) 時効完成前の目 的不動産の譲受人は当事者と同視される(その者に対しては登記をしていなくても時効に よる取得を対抗することができる。最判昭和41年11月22日民集20巻9号1901 頁ほか)、⑵ 時効完成後の目的不動産の譲受人は民法177条の第三者にあたる (その者に 対しては登記をしなければ時効による取得を対抗することができない。最判昭和33年8 月28日民集12巻12号1936頁ほか)、(3)上記(1)及び(2)に関し、時効の起算点は占有 開始時に固定される(最判昭和35年7月27日民集14巻10号1871頁)、(4)民法1 87条1項にいう「占有者の承継人」には包括承継人も含まれる(最判昭和37年5月18 日民集16巻5号1073頁)、(5)相続人固有の自主占有の開始を起算点とする時効の完成 が認められる(最判昭和46年11月30日民集25巻8号1437頁。 ただし、他主占有 から自主占有への転換事例。)、(6) (上記(2)の場合であっても) 背信的悪意者には登記をして いなくても物権変動を対抗することができる(最判昭和31年4月24日民集10巻4号 417頁ほか)、というものである。解答に際して、判決年月日を記す必要はないが、これ らが判例であることを明らかにすることが望ましい。

Cは、①Bが悪意で甲建物の自主占有を開始した2000年4月10日を起算日とし(上記(3))、上記(4)による占有の承継を経て2020年4月10日の終了をもって完成した(民法162条1項参照)取得時効と、②C自身が現実の占有を開始した2013年7月15日を起算日とし(上記(3)及び(5))、最短で2023年7月15日の終了をもって完成しうる取得時効(民法162条2項参照)のいずれを主張することもできる。

もっとも、①の場合、Dは時効完成後の第三者であり、悪意者であるものの背信性が認められるとまではいえないから(事実 4)、登記を備えていないCは、時効による甲建物の取得をDに対抗することができない(上記(2)及び(6))。したがって、Dの請求が認められる。これは、(ア)(イ)のいずれにおいても同じである。

②では、事実3よりCが善意で占有を始めたことは明らかであるが、無過失であったと認められるかを論じる必要がある。Cが無過失であった場合、最短で2023年7月15日の終了をもって取得時効が完成する。

もっとも、(ア)では、この時効はDが明渡請求訴訟を提起した時点で完成していないから、Cは取得時効をもって争うことができず(民法147条1項1号参照)、Dの請求が認められる。

(イ)の場合、事実5においてDが最初に(民法150条2項参照)Cに対して甲建物の 明渡しを求めた日、つまり催告をした日がいつかによって結論が変わる。

DのCに対する最初の催告が2023年2月9日以前の場合、催告による時効完成猶予の期間は2023年8月9日以前に満了しているから(民法150条1項参照)、Dが明渡請求訴訟を提起した時には甲建物につきCの取得時効が完成しており、かつ、Dは時効完成前の甲建物の譲受人であるため、Cはその時効による甲建物の取得をDに対抗することができ(上記(1))、Dの請求は認められない。

DのCに対する最初の催告が2023年2月10日以降の場合、Dが明渡請求訴訟を提起した時点で甲建物につきCの取得時効は完成していないから、Cは取得時効をもって争うことができず(民法147条1項1号参照)、Dの請求が認められる。

第2問

- (ア)について、Cは、必要費(乙室の窓ガラスの修繕費)の償還請求権との相殺により 4月分の賃料債務は消滅したと反論することが考えられる。
- (イ)については、まず、Aの請求の成否が問題になる。これは、AB間の将来賃料債権譲渡契約の締結(事実2。民法466条の6第1項)及びBのCに対する賃料債権の発生(事実3及び2023年3月31日の経過。同条2項)から、AがCに対する2023年4月分の賃料債権を取得しており、請求が成り立つ。なお、Aは、2023年2月18日に、BのCに対する通知により上記将来賃料債権譲渡の対抗要件を具備しているから(事実3。467条1項かっこ書)、Cが対抗要件の抗弁で争っても奏功しない。

その上で、(ア)のCの反論の成否を検討することになる。

まず、Cによる必要費償還請求権の取得(民法608条1項)については、事実4より、 ①民法607条の2第2号の要件が満たされるため、Cは自ら修繕をすることができること、②本件の修繕費は、乙室の保存行為に要する費用であるため、民法608条1項の必要費にあたること、③Cは、2023年3月30日にDに対して修繕報酬10万円の支払ったことから、同日、CはBに対する必要費償還請求権を取得したと認められる。

つぎに、Cの相殺の効力が認められるかについて、①Cによる相殺の自働債権(必要費償還請求権)の取得は、Aが将来賃料債権譲渡の対抗要件を具備した後のことであり、②その自働債権の発生原因(雨漏り、修繕依頼、修繕費の支払)も、Aの上記対抗要件具備の後のことであるが、③その自働債権は、Aが取得した将来賃料債権の発生原因である乙室の賃貸借契約に基づいて生じた債権にあたることから、民法469条2項2号よりCの相殺の効力が認められる。したがって、Aの請求は認められない。